



平成 22 年 4 月 28 日

各 位

会社名 ニッパン（日発販売株式会社）
代表者名 代表取締役社長 石川 隆 重
コード番号 7563 東証 2 部
問い合わせ先 取締役常務執行役員管理本部長 佐々木 孝
(TEL. 03-5690-3001)

外部調査委員会調査報告及び責任者の処分に関するお知らせ

平成 22 年 3 月 4 日付「当社元従業員による不正取引に関するお知らせ」及び平成 22 年 3 月 11 日付「外部調査委員会設置に関するお知らせ」において、不正取引の発生並びに外部調査委員会の設置に関し公表いたしました。今般外部調査委員会から調査報告書を受領しましたので、調査報告書の概要及び調査結果を受けて決定した責任者の処分につきまして、お知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、取引先および市場関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。当社は、外部調査委員会の調査報告及び提言を真摯に受け止め、再発防止体制の構築に全社一丸となって取り組んでまいります。

なお、過年度決算の訂正につきましては、訂正作業が終了次第速やかに開示いたします。

記

1. 調査報告書の概要

添付いたしました「外部調査委員会報告書の要旨」に記載のとおりであります。

2. 責任者の処分

外部調査委員会の報告を受け、本件不正取引に係る経営責任及び管理監督責任を明確にするため、以下のとおり責任者を処分いたします。

取締役社長	月額報酬の	40%減額	3ヶ月
常務執行役員管理本部長	〃	40%減額	3ヶ月

上記以外の常務執行役員及び執行役員につきましても、その責任に応じ報酬の一部を減額いたします。

なお、常勤監査役も報酬の一部を自主返上いたします。

以 上

外部調査委員会報告書の要旨

第1 外部調査委員会について

1 設置の経緯

日発販売株式会社（以下「対象会社」という。）において、元従業員による不正な取引が判明したことから、対象会社は外部調査委員会の設置を決定した。

その委託を受け、2010（平成22）年3月11日に下記の構成による外部調査委員会が設置された。

2 委員の構成および経歴

外部委員会は3名より構成され、各委員の経歴は次のとおりである。なお、各委員は、対象会社と特別な利害関係を有していない。

委員長 濱 邦久（弁護士、濱法律事務所、元東京高等検察庁検事長）

委員 山中良平（公認会計士、公認会計士 山中良平事務所）

委員 森 隆男（公認会計士、公認会計士 森隆男事務所）

3 調査の目的・対象等

本外部調査委員会の検証対象は以下のとおりである。なお、本外部調査委員会は対象会社が設置した内部調査・再発防止委員会による調査手続き、調査結果、原因分析および改善措置等について下記①～④を検証することが任務である。従って、本外部調査委員会は、対象会社の内部調査・再発防止委員会の報告を踏まえて、関係資料を調査・検討しているが、関係人に対する直接のヒアリング等の調査は行っていない。

①内部調査・再発防止委員会による調査方法・手続きの妥当性

②内部調査・再発防止委員会による不正取引の内容に関する調査結果および損失額の確認結果の妥当性

③内部調査・再発防止委員会による原因分析および問題抽出の妥当性

④内部調査・再発防止委員会の提言する改善措置の妥当性

本委員会が検証した内容は以下のとおりである。

第2 不正取引の発覚経緯と調査事項

1 発覚経緯

営業所の元所長である元従業員の担当する取引において、不良品対応によるとされる仕入先への返品に対する入金がなされるべき2010（平成22）年1月末日を過ぎても入金がなかったため、社内調査を開始した。元従業員の説明に基づき当該仕入先に対し返品に伴う代金相当額の返金を督促したところ、「対象会社が主張するような事実はない。」旨の回答があった。

また、元従業員の説明で当該取引の関係取引先とされる数社に事実確認をしたところ、いずれも「対象会社が主張するような事実はない。」旨の回答を得た。

更に、元従業員の管理下にあった全商品の棚卸を行ったところ、当該取引向け部品において大きな数量不足があることが判明した。

以上の経緯を経て、対象会社本社において本格的な調査を開始したことにより、2006（平成18）年4月から継続して販売単価を大幅に上回る価格で購入して客先へ販売（以下「逆鞘販売」という。）し、その行為を隠蔽するために行った度重なる不正（以下「不正取引」という）の手口が発覚するに至った。（詳細については、「第3 確認された不正取引の処理について」に記載）

2 発覚後の調査事項

本不正発覚後の調査事項は以下のとおりである。

(1) 元従業員への事情聴取

2010（平成22）年2月21日、対象会社において元従業員の事情聴取を行

った。

しかし、本件の核心部分について何ら説明がなかった上、客観的事実と明らかに矛盾する供述であったので、対象会社は事実を解明するため、更に調査を進めた。

(2) 本不正に関わる事項

元従業員が行った本不正取引の隠蔽工作の手口を調査した。(詳細は「第3 確認された不正取引の処理について」にて記載)

(3) 元従業員が担当していた他の取引での不正有無調査

元従業員が担当をしていた他の取引について、証憑の確認を行い、関係取引先に照会した結果、不正な取引は認められなかった。また、経費面についても平成19(2007)年3月期から当期まで調査を行ったが、不正は認められなかった。

(4) 他での同様な事実の有無調査

本社経理部門にて2010(平成22)年2月と3月に、全部門の売掛金、買掛金および在庫(棚卸)を調査した結果、不正は認められなかった。

(5) 対象会社の内部統制の有効性について

対象会社では、内部統制は有効であるとしていたが、不正取引の発覚により、内部統制上の補充すべき点と運用上での問題があったと言わざるを得ない。対象会社の内部統制の分析調査、改善策等については、「第4 原因分析および問題点」、「第5 再発防止に向けた改善措置」に記載する。

3 不正取引処理関与者

(1) 不正取引処理実行者

元従業員は、1998(平成10年)9月1日付けで本社から本不正取引発生部門に異動となり、2005(平成17)年4月付けで同部門の部門長に昇進し、本件により懲戒解雇処分を受けた2010(平成22)年2月24日まで対象会社に勤務していた。当該部門長に昇進して以降は、対象会社の職務権限規程に基づき、同部門における商品仕入価格および商品販売価格を立案決定する権限を有していた。

(2) 経営陣および他の社員の関与

社長も含む経営陣および他の社員による不正取引への関与は認められない。ただし、当該部門の在庫、買掛金等の変動に対し、徹底した調査を行っていれば、早期に不正取引を発見することができたものと考えられる。

(3) その他の関与者

対象会社が行った事情聴取では、元従業員がどのような動機、理由で本件の行為を行ったかということについては、元従業員が沈黙して語ろうとしないこともあり、いまだ明らかになっていない。そして、社外に元従業員の不正により利益を得ていた者やその事情を知らず不正取引に関与していた者がいたのではないかと、という疑念を払拭することはできないが、この点については、本調査委員会の調査にも限界があり、結局捜査機関による解明に待たざるを得ないところである。

第3 確認された不正取引処理について

1 確認された不正取引処理の概要

元従業員は、担当客先向け部品12品目(以下、「対象12品目」という。)を仕入先から販売単価を大幅に上回る価格で購入し、客先へ販売していたが、豊富な経理処理の知識を悪用し、また取引先からの文書やメールを改ざんするなどして虚偽の報告を繰り返し、極めて巧妙、緻密且つ狡猾に2006(平成18)年4月から3年11ヶ月に渡り、逆鞘販売を隠蔽していた。その結果、対象会社に387百万円もの損額を与えた。

2 逆鞘販売の隠蔽について

元従業員は、不正取引が露呈しないよう本社および直属上長からの様々な問い合わせに対し、在庫増加に関しては「設計変更対応による備蓄のため」、買掛金のマイナス残高に関しては「不良による取替作業管理のため返品処理」という虚偽の回答を行い続け、

事実を隠蔽している。

なお、元従業員の隠蔽手口は、(1)～(6)に記載のとおりである。

(1) マスターの虚偽登録

仕入単価を安く見せかけるため、コンピュータ端末を操作し、対象12品目の登録仕入単価を販売単価よりも低い価格でマスター登録していた。このマスター登録を一般従業員が行う場合には、部門長の承認が必要であったが、元従業員自身がその承認権限者であった。

(2) 架空仕入

上記(1)のように不正なマスター登録を行うと仕入先から対象会社に対する納入金額合計と対象会社の仕入合計との間に不一致が生じる。元従業員は、この不一致を解消するため、実際には存在しない架空の品番を用い、これを仕入先から購入したのものとして仕入計上をして帳尻合わせをしていた。

(3) 金型の架空購入

客先からの設計変更対応を理由に納品書を偽造して架空の金型購入処理を行い、その代金に見合う返品処理により架空仕入品の一部在庫減らしを行った。

(4) 架空返品処理

架空仕入を続けた結果更に在庫が増加したため、2007(平成19)年6月から「メッキ処理の変更に伴う取替作業分」という名目で他の仕入先に架空返品処理を始めた。本社からの買掛金のマイナス残高理由の確認に対しては、その説明のため取引先からのメールを偽造して本社に転送した。

その後も増加し続ける買掛金のマイナス残高に関して、2009(平成21)年7月に本社から元従業員に事情説明を求め、元従業員に対し前記返品先とは別の会社である製造元に対し返品交渉をするよう指示した。

その後の状況は、「第2 不正取引の発覚経緯と調査内容」に記載のとおりである。

(5) 抱き合わせ販売

上記(1)～(3)の他に架空品目と正規品目とを抱き合わせて販売したように装い、帳簿上における架空在庫の数量を減少させた。

(6) 内部監査

元従業員の所属部門は、内部監査部門より年1回の監査を受けている。

その際も上述の説明・偽造資料、金型については仕入先の預り証を偽造したもの等を周到に用意し、不正取引を隠蔽している。

(7) 在庫に関する虚偽報告

元従業員は、本社及び直属上長に対して上記の虚偽報告を繰り返す一方、本社による滞留在庫のチェック等に対し、抱き合わせ販売や架空返品をすることにより在庫の入出庫を発生させ、チェックの対象から逃れる手段を講じた。

3 損害額の確認と決算への影響額

本件に係る会計上損失に計上すべき損害額は、387,331,847円である。

(単位：円)

	損害額
2007(平成19)年3月期	99,152,100
2008(平成20)年3月期	109,472,700
2009(平成21)年3月期	69,300,900
2010(平成22)年3月期	109,406,147
合計	387,331,847

第4 原因分析および問題点

1 承認者自らの取引における牽制機能の欠陥

対象会社における販売・購買・在庫管理業務プロセスの内部統制整備状況は、処理者が承認を実施できたという職務分掌上の問題を除き、重要な不備、欠陥は見受けられな

い。すなわち、不正取引においては、これらの業務プロセスの中で承認者が自ら事務処理を行い自ら承認を行ったことにより、品番単価管理・購入先への発注・購入先との検収内容確認・購入先への返品・債務残高管理・金型購入支払管理・棚卸・在庫流動管理の各サブプロセスにおいて、内部統制上の牽制機能が働かなかった。このことが、不正取引を防止できなかった主な要因であると考えられる。

2 管理監督体制の欠陥

本不正取引の実行期間は2010（平成22）年2月の発覚時点まで3年11ヵ月という長期間に亘っている。対象会社内では、発覚以前にも在庫・買掛金での異常値を認識していたが、その理由および対策について元従業員本人へ確認したのみに止まっていたことで早期発見できなかった。

結果として、前項に掲げた各サブプロセスにおける承認権限および管理機能が営業所長・営業課長へ過度に集中しており、上長・上部組織・関係他部門による異常値に対する確認が徹底していなかったことが考えられる。

3 人事管理面の問題

元従業員は、懲戒解雇処分を受けた時点で不正取引発生部門に着任以来11年5ヵ月を経過しており、長期間同一部署に在籍し同一取引先を担当していることで、特に管理職就任後、当人以外の者が関与できない業務処理を行うことが可能な環境になっていたと考えられる。

4 コンプライアンスの不徹底

本不正取引の直接的な原因とは言えないが、ルールの理解・遵守意識の不足およびルール遵守の徹底への指導不足などから、事務処理におけるルール遵守が徹底されていないことが想定され、この機にコンプライアンス教育・指導を強化する必要があると考えられる。

第5 再発防止に向けた改善措置

対象会社では、不正取引発生に至ったことの原因分析および問題点抽出結果に基づき、不正取引再発防止のため以下の改善措置を立案し、2010（平成22）年4月1日から実施している。

本委員会は、これらの改善措置は再発防止に有効であると判断するが、コンプライアンス徹底の企業風土の醸成があつてこそ、本当の意味での再発防止が可能となると考える。

なお、本委員会は、部門、客先および商品別等の収支に対するモニタリングの強化も改善に有効であると考えてるので対象会社にて検討を提言するものである。

1 統制環境の改善（制度変更および改正）

不正取引の実行を未然に防止するため、以下の制度変更および改正を実施している。

(1) 品番単価管理の本社購買部への移管

架空品番の登録や単価の変更を防止するため、従来営業部門で行っていた品番マスター登録・変更業務を全面的に本社購買部門へ移管した。

(2) 購入先への発注承認に関する金額基準の設定

購入先への発注については従来全件営業所課長承認であったが、1件当たり100万円以上の発注については各部長・支店長の承認を得ることとした。

(3) 金型購入決裁に関する金額基準の設定

金型購入については従来全件商品本部長決裁であったが、1件当たり500万円以上の金型については社長決裁とした。

2 管理監督機能の強化

不正取引を早期発見するため、以下のモニタリング・日常管理の強化を実施している。

(1) 部支店長の確認・承認機能の強化

従来営業所課長のみの確認・承認であった以下の事項について、各部長・支店長の確認・承認事項とした。

- ①誤発注・過剰発注防止システムの警告リスト確認
- ②返品処理・値引処理・品番未登録での売上仕入処理
- (2) 証憑類の確認の徹底
 - 金型の実在性を担保するため、金型の請求書（納品書）および預り書についてはコピー、FAX、社印のないものは一切認めないよう徹底した。
- (3) 棚卸実施要領の変更
 - 従来、棚卸の際には、経理部門もしくは内部監査部門が立ち会っていたが、人員に限りがあるため、数箇所の部門での立会いに止まっていた。虚偽報告防止のため、全部門での棚卸において、他部門からの立会い、当該商品担当者以外の者によるカウント、社外在庫の預り書全件回収等を徹底する。また、所課長異動時の引継ぎ棚卸は、異動日前後1ヶ月以内に実施することを徹底した。
- (4) 在庫流動状況確認の実施
 - 従来、滞留在庫（一定基準を設定）について、その理由報告を当該部門に求めていたが、架空在庫発生防止のため、在庫月数および金額の異常値基準を定め、これを超えた場合商品管理部長が現地立会い調査を実施することとした。
- (5) 滞留債権債務の内容確認徹底
 - 一定基準以上の滞留債権および検収差異、買掛金赤残の全件について、各部長・支店長から営業本部長を経て管理本部長に報告させることとした。
- (6) 重要な確認結果の経営会議への報告
 - 一定基準以上の滞留債権、検収差異および買掛金赤残全件については管理本部長が、在庫流動状況については商品本部長が経営会議（常勤役員で構成され月次で開催）に報告することとした。

3 人事政策の改善

- (1) 人事ローテーションの見直し
 - 総務部にて同一部門での長期滞留者（8年以上）をピックアップし、定期異動案に織り込み、各本部長による合議を経て人事異動を決定することとした。
- (2) 異動時の引継ぎ手続きの厳格化・徹底
 - 異動引継ぎ内容の確認強化のため、引継書の報告ルートに各本部長を加えることとした。

4 コンプライアンスの徹底および内部通報制度の活用促進

- (1) コンプライアンス教育・啓蒙
 - 対象会社の内部調査・再発防止委員会は2010（平成22）年3月29日から31日までの3日間、ビデオ会議システムを利用し、全社員（パート社員、派遣社員を含む）に対し改善措置の目的の説明と運用手順について教育を行い、また、内部通報制度については、その目的と利用方法について改めて説明を行い、啓蒙教育を実施した。
 - また、現在、内部通報制度（呼称：ニッパンホットライン）は、専用電話を設置し、そこに録音された通話を毎日管理本部長が確認するしくみを採っているが、弁護士への直接通報制度導入について、今後の課題として検討している。
- (2) 教育結果に対する監査
 - 2010（平成22）年4月から5月末日までの間、改善措置の全部門遵守状況について、チェック項目を明確にし、社長を除く経営会議メンバーにより現地監査および指導を実施し、以降、内部監査部により継続的に監査をしていくこととした。

第6 当外部調査委員会の検証結果

当外部調査委員会は、以上の報告内容について、対象会社の内部調査・再発防止委員会へのヒアリング、関係資料の調査・検討をした結果、いずれも妥当なものであると判断する。

以上